

令和9年度

固定資産税（償却資産）申告の手引



京都市

固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方には、毎年1月1日現在の償却資産の状況を申告していただくことが義務付けられています（地方税法第383条）。

※ 正当な理由なく申告されなかった場合には、過料が科されることがあります。

便利な電子申告をご利用ください！

■ インターネットを利用して、自宅やオフィスから手続きが可能です。

詳しくは、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）のホームページをご覧ください。

初めて電子申告をされる場合は、諸手続（法務省等で発行する電子証明書の取得、eLTAX ホームページからの利用届出、地方公共団体の審査等）が必要です。

**eLTAX** 地方税ポータルシステム

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク：Tel 0570-081459 ^{ハイシヨク}（つながらない場合 Tel 03-5521-0019）
9:00～17:00（土曜日・日曜日・休祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く。）

よくあるご質問をご参照ください！

■ 申告対象となる資産や申告の方法、評価や税額等、よくあるご質問を本市ホームページに掲載しています。お問い合わせの際に、ぜひご参照ください。

申告期限：令和9年2月1日（月）

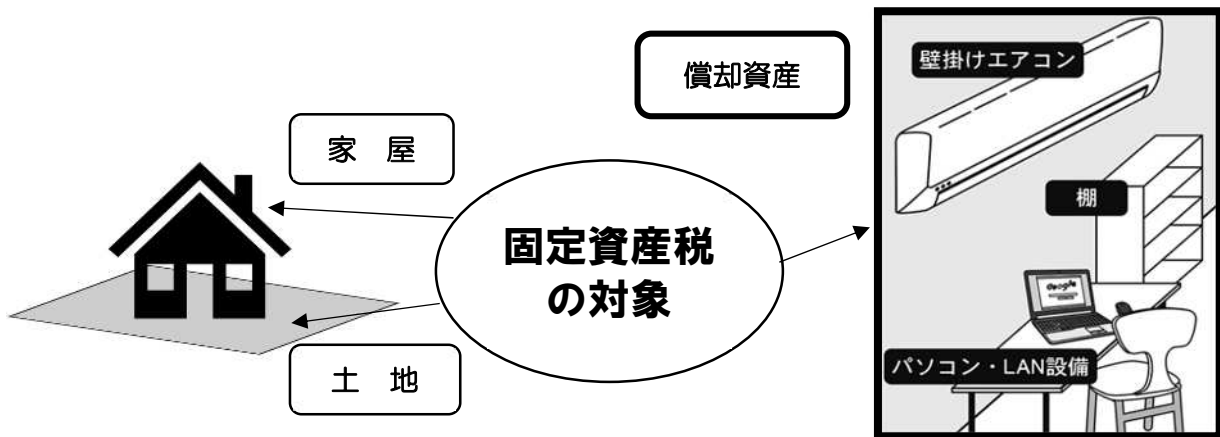
■ 申告（修正申告を含む。）が法定申告期限（令和9年2月1日）を過ぎた場合、納税通知書の送付が遅れることがありますので、ご了承ください。

償却資産の申告のホームページ



- ◆ 本市から償却資産申告書等の書類が届いた方で、償却資産をお持ちでない場合、「該当資産なし」の申告をお願いします。
- ◆ お持ちの償却資産が少ない場合でも、所有資産の申告をお願いします。

I 償却資産とは

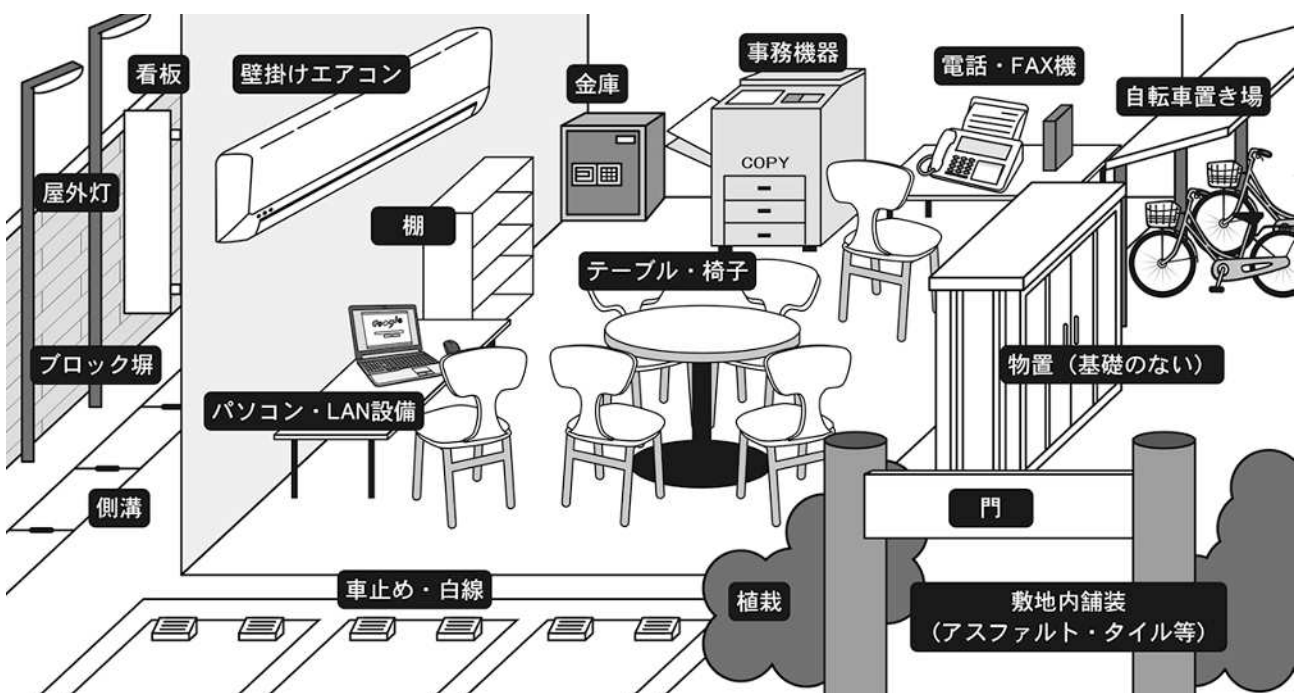


固定資産といえば土地や家屋がなじみ深いですが、上記の図中の□で囲んだ事業用資産についても、地方税法第341条第4号により「償却資産」と称する固定資産の一種であるとされています。

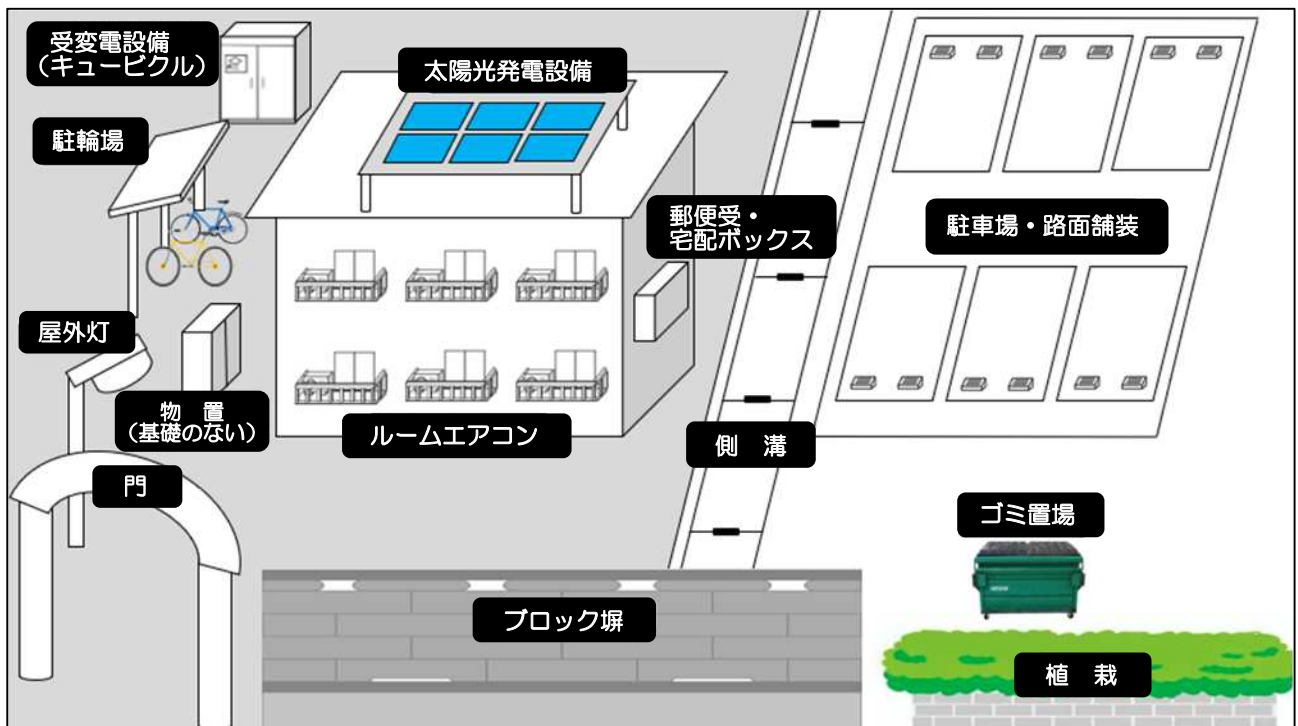
償却資産とは、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産のことをいいます。

この言葉について初めて耳にするという方もいらっしゃるかもしれませんが、事業をされている方で、事業に用いることができる各種の構築物、機械・装置、工具・器具・備品等といった資産をお持ちであれば、地方税法第383条により、資産の所在地である市町村へ申告が必要となります。ただし、法人税・所得税と取扱いが一部異なりますのでご注意ください（6ページをご参照ください。）。

<償却資産の例>



＜共同住宅（アパート・マンション）や駐車場を所有されている方の主な償却資産の例＞



＜資産の種類と具体例＞

種 類		具 体 例
構築物	構築物	舗装路面、門、塀、庭園、広告塔、屋外灯、外構工事など
	建物附属設備	受変電設備、自家用発電設備、賃借人（テナント）が施工した内装・造作及び建築設備、太陽光発電設備など
機械・装置		各種製造装置等の機械及び装置、機械式駐車設備のほか、ブルドーザー、パワーショベルなどで大型特殊自動車に該当するもの（建設機械に該当するものでナンバー登録している場合は、ナンバープレートの地名右横の分類番号が0から始まるもの。「0」、「00～09」、「000～099」、「00A～09Z」、「0A0～0Z9」、「0AA～0ZZ」）
船舶・航空機		ボート、遊漁船、ヘリコプターなど
車両・運搬具		フォークリフト又は最高速度が35km/h以上の農耕作業用自動車などで大型特殊自動車に該当するもの（建設機械に該当しないものでナンバー登録している場合は、ナンバープレートの地名右横の分類番号が9から始まるもの。「9」、「90～99」、「900～999」、「90A～99Z」、「9A0～9Z9」、「9AA～9ZZ」） ※ 自動車税、軽自動車税の課税対象となる自動車は申告対象外です。 （例）普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車など。
工具・器具・備品		事務机、椅子、キャビネット、音響機器、パソコン等OA機器、看板、金庫など

<業種別の償却資産の例>

共 通		
事務机、椅子、パソコン、コピー機、応接セット、ロッカー、キャビネット、壁掛けエアコン、LAN設備、看板、賃借人（テナント）が家屋に取り付けた内装・造作及び建築設備、太陽光発電設備など		
飲食店  カウンター レジスター 冷凍冷蔵庫 厨房設備 接客用家具 陳列棚・陳列ケース テレビなど	商店・小売業  商品陳列棚 冷凍冷蔵庫 レジスター 自動販売機など	理容業・美容業  美容・理容椅子 洗面設備 タオル蒸器 レジスター サインポール 消毒殺菌機 テレビなど
食品製造・加工業  業務用冷蔵庫 切断機 パン焼窯 圧縮機 ミキサー 豆腐製造設備 製麺設備など	建設業  ブルドーザー パワーショベル フォークリフト ポータブル発電機など ※ 大型特殊自動車は、償却資産として固定資産税の課税対象です。 運輸支局のナンバー登録の有無にかかわらず、申告が必要です。	工場・倉庫  製造設備等の機械及び装置 クレーン装置 ベルトコンベア 受変電設備 太陽光発電設備 溶接機 プレス機など
ホテル・旅館  客室設備 洗濯設備 厨房設備 植栽等の外構工事 受変電設備 電話交換機など	賃貸住宅・貸駐車場  路面舗装 外構工事（フェンス・植栽） 街路灯 駐車装置 受変電設備 壁掛けエアコン 宅配ボックスなど	医療業全般  診察台 ベッド 心電計 X線装置 手術機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 消毒殺菌用機器など

申告の対象となる資産

令和9年1月1日現在において、土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産で、税務会計（法人税・所得税）において、減価償却の対象となる資産です。

なお、次に掲げる資産も申告が必要となりますので、ご注意ください。

ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）、建設仮勘定で経理されている資産（完成している場合）及び簿外資産

イ 遊休資産又は未稼働資産

ウ 改良費（資本的支出：新たな資産の取得とみなし、本体とは区分して取り扱います。）

エ 福利厚生のに供しているもの（社員寮や社員食堂の設備、備品など）

オ 道路運送車両法第3条に規定する大型特殊自動車（ブルドーザー、パワーショベルなど。運輸支局のナンバー登録の有無にかかわらず申告が必要です。）

カ 美術品（取得価額が1点100万円未満のものなど）

キ 賃借人（テナント）が家屋に取り付けた内装・造作及び建築設備

ク 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産であっても、税務会計上、個別に減価償却（本来の耐用年数により）しているもの

ケ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却しているもの

（例）・中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例適用資産（取得価額が40万円未満のもの）（租税特別措置法第28条の2又は第67条の5）

※ ク及びケについては、5ページの「少額の減価償却資産の取扱い」をご参照ください。

申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないため、申告の必要はありません。

ア 自動車税又は軽自動車税の課税対象となる自動車

（例）普通自動車、軽自動車のほか、最高速度が35km/h未満の農耕作業用自動車などで小型特殊自動車に該当するものなど

イ 無形固定資産（ソフトウェア、特許権、営業権など）

ウ 繰延資産（創立費、開業費、開発費など）

エ 用途廃止資産（税務会計上、有姿除却しているもの）

オ 棚卸資産（商品、原材料など）

カ 取得価額が20万円未満で法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

キ 使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上、一時に損金算入しているもの又は必要経費に算入しているもの（固定資産として計上しないもの）

ク 一括償却資産（取得価額が20万円未満（個人の場合は10万円以上20万円未満）の減価償却資産で、税務会計上、3年間で一括償却しているもの）

※ キ及びクについては、5ページの「少額の減価償却資産の取扱い」をご参照ください。

少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税 (償却資産)の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日 以後に取得した資産)	10万円未満	必要経費 ^{※1※2}	申告対象外
	10万円以上	3年一括償却 ^{※1}	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日 以後に開始された事業 年度に取得した資産)	10万円未満	損金算入 ^{※1}	申告対象外
		3年一括償却 ^{※1}	申告対象外
		減価償却 ^{※3}	申告対象
	10万円以上	3年一括償却 ^{※1}	申告対象外
	20万円未満	減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象

※1 令和4年4月1日以降に取得した資産のうち、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は、当該償却方法の対象外となるため、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

※2 個人の場合、取得価額が10万円未満の資産（貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供したものを除く。）は全て取得した年の必要経費となるため、個別に減価償却できません（所得税法施行令第138条第1項）。

※3 法人の場合、取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に減価償却している資産は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

★ 間違えやすいポイント

即時償却した資産（取得価額が40万円未満）についても、申告が必要です。

「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」（租税特別措置法第28条の2又は第67条の5）を適用して取得価額を即時償却（全額損金算入）できる取扱いは、国税では認められていますが、固定資産税では認められていません。

このため、同特例を適用して即時償却した資産であっても、固定資産税（償却資産）では申告対象となりますので、財務省令に応じた法定耐用年数によって申告をお願いします。

法人税・所得税との主な取扱いの違いなど

区 分	法人税・所得税	固定資産税 (償却資産)
償 却 計 算 の 基 準 日	決算期日	1月1日
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却(1/2)
評 価 額 の 最 低 限 度 額	1円	取得価額の5%
圧 縮 記 帳	認められます	認められません
特 別 償 却 ・ 割 増 償 却 ・ 即 時 償 却		

※ 国税と異なり、圧縮記帳、特別償却、割増償却、即時償却は認められていませんので、これらを行わなかったものとして申告してください。

※ 増加償却、耐用年数の短縮は適用されますが、税務署・国税局への届出書の写し等が必要です。

太陽光発電設備を設置された方へ

区 分	発電出力 10kw 未満	発電出力 10kw 以上
個 人 (住宅用)	【申告不要】	【申告が必要】※1 発電量の余剰又は全量を電力会社に売電している場合は、申告の対象になります。
法人・個人 (事業用)	【申告が必要】 個人・法人ともに、売電等の事業の用に供している資産（工場、店舗、アパート等で使用する電気の発電設備を含む。）※2の場合は、 発電出力に関係なく 、申告の対象になります。	

※1 住宅の屋根の上に、架台に載せた太陽光パネルを設置している場合は、償却資産の申告の対象になります。

なお、屋根材一体型（ソーラーパネルぶき）の場合、家屋の一部となり、償却資産の申告の対象になりませんが、**パネル以外の接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力計等は償却資産の申告の対象になります。**

※2 厚生施設（テニスコート等）、病院の非常用発電の資産も事業の範疇になります。

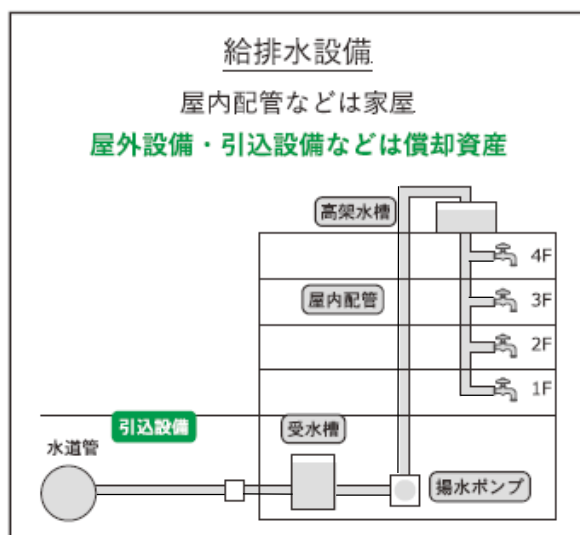
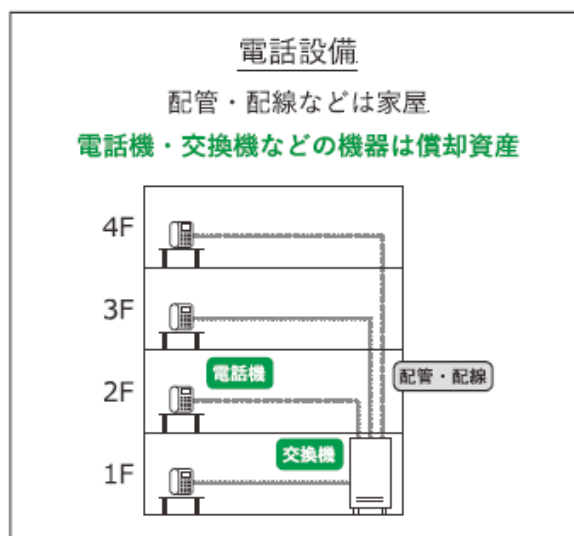
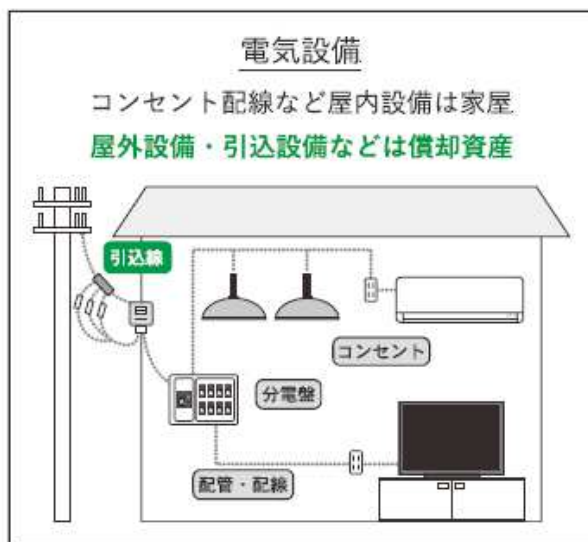
家屋の附帯設備の取扱いについて

家屋の附帯設備には、固定資産税が家屋として課税されるものと、償却資産として課税されるものがあります。

また、家屋と附帯設備の所有者が同じ場合と異なる場合（テナント等）で、取扱いも異なりますのでご注意ください（詳細は 8 ページの表をご参照ください。）。

附帯設備の資産の種類は「構築物（１）」として申告してください。

<家屋で課税されるもの・償却資産で課税されるものの具体例>



<賃借人（テナント）が家屋に取り付けた内装・造作及び建築設備（特定附帯設備）>

建物賃借人など、家屋所有者以外の方（テナント）が、自らの事業を営むために家屋に取り付けた内装・造作や建築設備（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、空調設備など）などを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、本来、家屋の評価に含めるものであっても、テナントから償却資産として申告していただく必要があります。償却資産として固定資産税を課税するため、家屋の固定資産税の対象から除外します（地方税法第 343 条第 10 項、地方税法施行規則第 10 条の 2 の 15、京都市市税条例第 38 条第 5 項）。

＜家屋と償却資産の区分例＞

一般的な区分であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視装置	設備一式		◎		◎
	電灯照明設備	屋外設備一式、非常用照明器具		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機、交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線、端子盤等	○			◎
	LAN 設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			◎
	監視カメラ（ITV）	受像機（テレビ）、カメラ		◎		◎
	配線設備	配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
	呼出信号設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生器具設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	冷暖房設備	壁掛けエアコン、特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			◎
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		◎		◎
		工場用ベルトコンベア、設備一式、搬送車		◎		◎
	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、事務用ベルトコンベア、小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	その他	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

Ⅱ 償却資産の評価と課税

償却資産の評価について

資産 1 個（又は 1 組、一式）ごとに、次の算式によりその資産の評価額を計算します。国税の減価償却計算とは異なる部分がありますので、ご注意ください。

評価額の計算方法 取得価額（次年度以降は前年度評価額）× 減価残存率 = 評価額

▶算出した額が取得価額の 5%を下回る場合は、取得価額の 5%の額が評価額となります。

減価残存率 … A：前年中に取得した資産の場合 $1 - \text{減価率} \times 1 / 2$

取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

B：前年より前に取得した資産の場合 $1 - \text{減価率}$

耐用年数	減価率	減価残存率	
		A	B
2	0.684	0.658	0.316
3	0.536	0.732	0.464
4	0.438	0.781	0.562
5	0.369	0.815	0.631
6	0.319	0.840	0.681
7	0.280	0.860	0.720
8	0.250	0.875	0.750
9	0.226	0.887	0.774
10	0.206	0.897	0.794

耐用年数	減価率	減価残存率	
		A	B
11	0.189	0.905	0.811
12	0.175	0.912	0.825
13	0.162	0.919	0.838
14	0.152	0.924	0.848
15	0.142	0.929	0.858
20	0.109	0.945	0.891
30	0.074	0.963	0.926
40	0.056	0.972	0.944
50	0.045	0.977	0.955

[評価額計算の例]

令和 8 年に 25 万円で取得したパソコン（耐用年数 4 年）の場合

- ・ 令和 9 年度 = 250,000 円 × 0.781（減価残存率 A） = 195,250 円
- ・ 令和 10 年度 = 195,250 円 × 0.562（減価残存率 B） = 109,730 円
- ・ 令和 11 年度 = 109,730 円 × 0.562（減価残存率 B） = 61,668 円
- ・ 令和 12 年度 = 61,668 円 × 0.562（減価残存率 B） = 34,657 円
- ・ 令和 13 年度 = 34,657 円 × 0.562（減価残存率 B） = 19,477 円
- ・ 令和 14 年度 = 19,477 円 × 0.562（減価残存率 B） = 10,946 円 < 12,500 円 ※

※ 取得価額の 5%（12,500 円）より小さくなるため、令和 14 年度以降の評価額は 12,500 円となります。

※ 耐用年数については、11 ページに例示しています。

課税標準額及び税額について

賦課期日（1月1日）現在における償却資産の評価額を合計した額を課税標準額※として、次の算式により固定資産税額を計算します。※特例の適用により減額される場合があります。

税額の計算方法	課税標準額（千円未満切捨）× 税率（1.4%）＝ 税額（百円未満切捨）
---------	-------------------------------------

▶課税標準額の計算は、行政区ごとに行います。

▶複数区に資産をお持ちの場合は、行政区ごとに申告書を提出してください。

〔課税標準額及び税額計算の例〕

令和7年に300万円で取得したアスファルト舗装路面（耐用年数10年）の場合

- ・令和8年度の評価額＝3,000,000円×0.897（減価残存率A）＝2,691,000円
- ・令和9年度の評価額＝2,691,000円×0.794（減価残存率B）＝2,136,654円
- ・令和9年度の課税標準額＝2,136,000円（千円未満切捨）
- ・令和9年度の税額＝2,136,000円×1.4%（税率）＝ 29,900円（百円未満切捨）

免 税 点	課税標準額が 180万円 未満の場合は、課税されません。 （令和8年度までは150万円未満）
-------	--

▶免税点の判定は、行政区ごとに行います。

▶免税点未満である場合でも申告書の提出が必要です。

納 期	年4回（4月、7月、12月、翌年2月）の分割納付
-----	--------------------------

▶具体的な納期については、納税通知書等でお知らせします。

▶過年度分について追加課税となった場合、納期は1回（納付書発行月の月末）となります（16ページ「不申告・虚偽の申告等があった場合」参照）。

納付についてのお知らせ

■便利で、安全・確実な口座振替のご利用をお勧めします。

市内の金融機関や郵便局の窓口でお手続きください。郵送によるお申込みも受け付けています。（「市税口座振替依頼書」は、本市ホームページからダウンロードできます。）

■コンビニ収納用バーコードが印刷された納付書（金額が30万円まで）であれば、納付書裏面に記載されたコンビニエンスストアで納付ができます。

■地方税統一QRコードが印刷された納付書であれば、全国のQRコード対応金融機関の窓口で納付することができます。利用できる金融機関等、詳細は以下のページをご覧ください。<https://www.eltax.lta.go.jp/kyoutsuunouzei/kinyukikan/> QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

■地方税統一QRコード又はeL番号が印刷された納付書であれば、eLお支払サイトからクレジットカード及びネットバンキングなどによる納付ができます。また、スマートフォン決済アプリのカメラで地方税統一QRコードを読み取って納付することもできます。

詳しくは、本市ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ先】

市税事務所納税推進担当 TEL075-222-3633

京都市 市税の納付

検索



〔参考〕耐用年数の例（「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一・第二より抜粋）

種 類	資産の名称	構造又は用途及び細目		耐用年数
構築物	広告用のもの	金属造のもの		20
		その他のもの		10
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設		7
		その他のもの		20
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷		15
		アスファルト敷、木れんが敷		10
	塀	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造		30
		コンクリート・コンクリートブロック造		15
		金属造		10
	露天式立体駐車設備			15
機 械 ・ 装 置	食料品製造業用設備			10
	総合工事業用設備			6
	前掲の機械及び装置以外のもの並び に前掲の区分によらないもの	機械式駐車設備		10
		ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備		8
工 具 ・ 器 具 ・ 備 品	事務机、椅子、キャビネット	主として金属製のもの		15
		その他のもの		8
	応接セット	接客業用のもの		5
		その他のもの		8
	陳列だな、陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの		6
		その他のもの		8
	ラジオ、テレビ、その他の音響機器			5
	冷房用又は暖房用機器			6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機、その他 これらに類する電気又はガス機器			6
	カーテン、座ぶとん、寝具			3
	室内装飾品	主として金属製のもの		15
		その他のもの		8
	電子計算機	パーソナルコンピュータ（サーバー用除く。）		4
		その他のもの		5
	看板及び広告器具	看板、ネオンサイン、気球		3
		その他のもの	主として金属製のもの	10
			その他のもの	5
	金庫	手さげ金庫		5
		その他のもの		20
	自動販売機			5

※ 該当する資産がない場合など、詳しくは税務署にお問い合わせください。

Ⅲ 申告していただく方

令和9年1月1日現在、償却資産を所有されている方です。

なお、次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
- イ 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ウ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方
- エ 割賦販売の場合等所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方
- オ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方
- カ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、「代表者（外○名）」という共有者名義で申告をお願いします。）

キ 内装・造作及び建築設備を取り付けた賃借人（テナント）の方

- ※ 償却資産を所有されていない方（とりわけ、本市から償却資産申告書等の書類が届いた方）は、「該当資産なし」として申告をお願いします。

また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方も、減少の申告をお願いします。

Ⅳ 申告方法

申告期限 令和9年2月1日（月）

※ 申告期限を過ぎた場合、納税通知書の送付が5月以降となることがあります。

申告書用紙等について

本市ホームページ「京都市情報館」の「固定資産税（償却資産）の申告について」からダウンロードしていただくか、担当窓口（裏表紙を参照）にご請求ください。



償却資産

サイト内検索

独自作成のものも使用いただけますが、様式（17・19・21ページ）のとおり作成してください。また、本市から申告書をお送りしている場合は、納税者コード確認のため、併せてご提出ください。

申告書提出に関してのお願い

- ・ 申告期限前の混雑を避けるために、**早期（1月15日（金）頃まで）のご提出にご協力ください。**また、**電子**又は**郵送**での申告にご協力ください。
- ・ 郵送で提出される場合は、裏表紙の下段の「あて名ラベル」をご利用ください。
- ・ 受付印を押印した控えについて、郵送での返送を希望される場合は、封筒（返送先記入・切手貼付のもの）を同封してください。

書類による申告方法について（記入例は17ページ以降をご覧ください。）

書類を 京都市行財政局市税事務所 法人諸税室 償却資産担当 に提出していただく方法です。窓口又は郵送にて提出をお願いします。

※ 申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の場合は、控用の申告書と共に必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付のうえ、同封してください（料金不足にご注意ください）。

申告対象 令和9年1月1日現在、京都市内に所有する全ての償却資産

提出書類 ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）

② 種類別明細書（増加資産・全資産用）

※ 資産がない場合は、「①償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の「18備考（添付書類等）」欄の「1 該当資産なし」に○をつけて提出してください。

※ あわせて、14ページの表をご参照ください。

申告方式 1 一般方式（増加資産・減少資産申告）

→ 前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額の計算は本市で行います。初年度は、本市のシステムに資産を登録する必要があるため、種類別明細書（全資産用）には、賦課期日（1月1日）現在に所有する全ての資産を申告していただきます。

2 電算処理方式（全資産申告）

→ 毎年、賦課期日（1月1日）現在に所有する全ての資産を申告していただく方式で、申告者側で評価額を計算して申告していただきます。

※いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

💡 申告の際の注意点！

- 1 一般方式（増加資産・減少資産申告）のみ、本市から「種類別明細リスト」を発行できます。電算処理方式（全資産申告）では、「種類別明細リスト」は発行できません。
- 2 令和9年1月1日以前の資産の増加・減少についての申告漏れがありましたら、それらも含めて申告してください。
- 3 電算処理方式（全資産申告）の場合、前年中に資産の増減がない場合でも、所有する全ての資産を記載した種類別明細書（全資産用）を必ず添付してください。
- 4 電算処理方式（全資産申告）から一般方式（増加資産・減少資産申告）に変更を希望される場合、全資産の登録が必要になりますので、種類別明細書（全資産用）を添付して、「18備考（添付書類等）」欄に「一般方式を希望する。」と記入してください。

＜提出書類＞ 申告していただく方の状況別に必要書類を明示しています。

	申告して いただく方	申告していただく資産		提出書類・様式		
		令和9年1月1日 現在において 所有されている 全ての償却資産	令和8年1月2日 から 令和9年1月1日 の期間に 増加又は減少した 償却資産	償却資産 申告書	種類別明細書	
				第26号 様式	別表1 増加資産・ 全資産用	別表2 減少資産用
一般方式（増加資産・減少資産申告）	初めて申告される方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○※1
	増加又は減少した資産のない方			○※2		
	廃業又は全ての資産の所在地を市外に移転された方		○	○※3		○
	償却資産を所有されていない方			○※4		
電算処理方式（全資産申告）	初めて申告される方	○※5		○	○※5	
	前年度以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を市外に移転された方			○※3		
	償却資産を所有されていない方			○※4		

※1 減少時期が前年以前の場合は、種類別明細書（減少資産）の摘要欄に、減少時期（○年○月）を記入してください。

※2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「増減なし」と記入してください。

※3 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄にその旨（「令和8年6月廃業」等）を記入してください。

※4 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18 備考（添付書類等）」欄に「該当資産なし」と記入してください。

※5 電算処理方式（全資産申告）の場合、申告書表紙の下部及び種類別明細書（全資産用）には、「評価額」、「課税標準額」等を必ず記入してください。

電子申告について

一般方式・電算処理方式のいずれも、インターネット上から申告いただけます。詳しくは、eLTAX（エルタックス：地方税ポータルシステム）のホームページをご覧ください。

初めて電子申告をされる場合は、諸手続（法務省等で発行する電子証明書の取得、eLTAX ホームページからの利用届出、地方公共団体の審査等）が必要です。

エルタックス

eLTAX

地方税ポータルシステム

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

ヘルプデスク：Tel 0570-081459（つながらない場合 Tel 03-5521-0019）

9:00～17:00（土曜日・日曜日・休祝日・年末年始 12/29～1/3 を除く。）

eLTAX

検索





課税標準の特例について

一定の要件を備えた資産には、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を所有されている方は、「課税標準の特例が適用される資産に関する届出書」に必要事項を記入し、特例内容に係る資料と共に提出ください。

詳しくはこちら 



申告案内について

毎年 12 月に、前年度に申告いただいた方へ申告書等をお送りしています※が、前年度の申告が一般方式の場合のみ、本市に登録された「種類別明細リスト」を同封しています。

また、前年度が電子申告であった場合、eLTAX 上でのメッセージ送信のみとなります。

※ 前年度申告が一般方式で、課税標準額が 100 万円未満の方を除く。

不申告・虚偽の申告等があった場合

償却資産については、土地や家屋のような登記制度がなく、課税客体等の把握のために、償却資産の所有者に対しては申告義務が課されています（地方税法第 383 条）。

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条及び京都市市税条例第 60 条の規定により、過料が科されることがあるほか、地方税法第 368 条の規定により、不足額に加えて延滞金が徴収される場合があります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条の規定により、罰金等が科されることがありますのでご注意ください。

なお、申告内容の修正や資産の申告漏れなどがあった場合、過年度分（過去 4 年度分）についても遡及して税額の変更をすることとなります。

また、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期（10 ページ「課税標準額及び税額について」参照）とは異なり、納期は 1 回（納付書発行月の月末まで）となりますのでご注意ください。

償却資産の調査について

本市では、申告書の内容が適正であることを確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条の規定により、償却資産の実地調査を行うことがあります。調査のため、法人税（所得税）申告書類や決算書類（減価償却資産明細書（固定資産台帳）、貸借対照表等）の開示又は写しの提出を求める場合がありますので、ご協力をよろしくお願いします。

なお、調査の結果、申告内容の修正や資産の申告漏れ等があった場合、資産の取得・除却年次に応じて、過年度分（過去 4 年度分）についても遡及して税額の変更をすることとなります（納期は上記「不申告・虚偽の申告等があった場合」参照）。

国税資料等の閲覧について

本市では、申告書の提出がない場合、地方税法第 354 条の 2 の規定により、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行い、個別に申告をお願いする場合があります。

なお、調査の結果により賦課決定を行う場合もありますので、あらかじめご了承ください。



「京都市地域コミュニティ活性化ロゴマーク」

【記入例①】償却資産申告書の書き方

令和 9 年 1 月 14 日

令和 9 年度

受付印

(宛先) 京都市長 1 (中京 区分)

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

納税者コード	業種	市評	所在学区	編冊番号

所有者	1 住所 (ふりがな) 〒160-0022 とうきょうとしんじゅくにしんじゅく 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号 (電話 03-1234-〇〇〇〇) (納税通知書送付先) ※住所と異なる場合は記入してください。 〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町〇〇番地 〇〇〇〇株式会社 京都支店	3 個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 〇 〇 3	8 短縮耐用年数の承認 有 ・ 無
		4 事業種目 (資本金等の額) 家具製造業 20 (百万円)	9 増加償却の届出 有 ・ 無
		5 事業開始年月 昭和 36 年 8 月	10 非課税該当資産 有 ・ 無
		6 この申告に 応答する者 の係及び氏名 京都支店 経理課 〇〇 〇〇 (電話 213-〇〇〇〇)	11 課税標準の特例 有 ・ 無
		7 税理士等 の氏名 〇〇税理士事務所 〇〇 〇〇 (電話 222-〇〇〇〇)	12 特別償却又は圧縮記帳 有 ・ 無
2 氏名 (ふりがな) 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 株式会社 代表取締役社長 〇〇 〇〇 (屋号)	13 税務会計上の償却方法 定率法 ・ 定額法	14 青色申告 有 ・ 無	

資産の種類		取				得				償				額					
		前年前に取得したもの (イ)				前年中に減少したもの (ロ)				前年中に取得したもの (ハ)				計 ((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)					
		千圓	百万	千		千圓	百万	千	円		千圓	百万	千	円		千圓	百万	千	
1	構 築 物			10 789 557									1 800 000					12 589 557	
2	機 械 及 び 置 装			20 863 504									650 000					21 513 504	
3	船 船																		
4	航 空 機																		
5	車 両 及 び 運 搬 具																		
6	工 具 , 器 具 及 び 備 品			2 412 800				462 000					150 000					2 100 800	
7	合 計			34 065 861				462 000					2 600 000					36 203 861	

15 区内における事業所等資産の所在地 (17 事業所用家屋の所有区分)	① 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町〇〇番地 (自己所有・借家) ② 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町〇番地 〇〇ビル5階 (自己所有・借家) ③ (自己所有・借家)
16 借用資産 (有 ・ 無)	貸主の名称等 大阪市北区中之島〇丁目〇番〇号 〇〇〇リース株式会社 電話 06-6208-〇〇〇〇

18 備考(添付書類等) ・ 申告内容で、該当するものがあれば○をつけてください。 1 該当資産なし 2 資産の増減なし 3 修正のため再提出 ・ 次の異動があった場合は、該当するものに○をつけ、具体事項を記入してください。 ①住所変更 (前住所: 東京都中央区日本橋〇丁目〇番〇号(R8. 4月移転)) ②名称変更 (前名称: △△△株式会社(R8. 6月社名変更)) ③合併等 (具体的に: 株式会社□□□を吸収合併(R8. 6月)) 4 廃業等 (年 月)
--

これまで申告が漏れていた資産がある場合は、それらを含めた額を(イ)欄に記入してください。

この欄は、一般方式(増加資産・減少資産申告)の場合は記入不要です。
電算処理方式(全資産申告)の場合は記入してください。

資産の種類	評価額 (イ)	決定価格 (ハ)	課税標準額 (ロ)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

基本台帳	連絡票	宛名
※	※	※

※京都市使用欄

第二十六号様式(提出用)

8

9

10

11

2

12

申告書は、資産が所在する行政区ごとに作成してください。

- | | | |
|----|-------------------------------------|---|
| 1 | 宛先（ 区分） | … 資産が所在する行政区を記入してください。 |
| 2 | 所有者の住所・氏名 | … <u>法人の場合は、法人登記の本店所在地を、個人の場合は、住民票の住所を記入してください。</u>
納税通知書等の送付先を法人登記の本店所在地又は住民票の住所以外に希望される場合は、納税通知書送付先の欄も記入してください。 |
| 3 | 個人番号又は法人番号 | … 個人番号又は法人番号を記入してください（右詰め）。
※ 課税対象者の誤りを防止するため、正確に記入をお願いします。 |
| 4 | 事業種目 | … 「電子部品製造業」「自動車販売業」などのように、具体的に記入してください。 |
| 5 | 事業開始年月 | … 個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は当該法人の設立年月を記入してください。 |
| 6 | この申告に応答する者の
係及び氏名 | … ご担当者の方を記入してください。 |
| 7 | 税理士等の氏名 | … ご担当の税理士等がいる場合は記入してください。 |
| 8 | 短縮耐用年数の承認等 | … それぞれ、該当する方を○で囲んでください。 |
| 9 | 区内における事業所等
資産の所在地
事業所用家屋の所有区分 | … この申告書にかかる資産の所在地（事業所など）を記入してください。
また、資産が所在する家屋について、「自己所有」か「借家」の、該当する方を○で囲んでください。 |
| 10 | 借用資産 | … 借用資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
「有」の場合は、貸主（リース会社など）の名称等を記入してください。 |
| 11 | 備考（添付書類等） | … 資産がない場合、前年中に資産の増減がない場合、修正申告の場合は、該当するものを○で囲んでください。
住所や名称の変更、合併などがあった場合は該当するものを○で囲み、その内容を記入してください。
特例・非課税資産の適用条項、参考事項、添付書類の名称など、該当があれば記入してください。 |
| 12 | 取得価額 | … 資産の取得価額を、資産の種類ごとに集計し、記入してください。
<u>これまで申告が漏れていた資産がある場合は、それらを含めた額を（イ）欄に記入してください。</u> |

【記入例②】 種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

1		2		3		4		5		6		7		8		9			
令和 9 年度		種類別明細書（増加資産・全資産用）		所有者名		枚の		枚		目		目		目		目			
納税者コード		業種市評		所在学区		編番番号		〇〇〇〇株式会社		〇〇〇〇株式会社		〇〇〇〇株式会社		〇〇〇〇株式会社		〇〇〇〇株式会社			
記入不要です。		記入不要です。		記入不要です。		記入不要です。		記入不要です。		記入不要です。		記入不要です。		記入不要です。		記入不要です。			
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月	取得価額	耐用年数	残存率	価額	課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要						
					年号 年 月	十億 百万 千 円			円	コード	率	百万 千 円							
01	1		屋外給排水設備	1	平成 令和 8 5	1 800 000	1 5	0.					①・2 3・4						
02	2		組み立て用装置	1	平成 令和 8 6	500 000	1 1	0.					①・2 3・4						
03	↓		製造機械改造	1	平成 令和 8 6	150 000	↓	0.					①・2 3・4						
04	6		パソコン（PC3000）	2	平成 令和 2 8 7	600 000	4	0.					①・2 3・4	東京本店から移動					
05	↓		複写機	1	平成 令和 7 3	450 000	5	0.					①・2 3・4	申告漏れ					
06	↓		応接セット	1	平成 令和 8 6	150 000	8	0.					①・2 3・4						
07					平成 令和			0.					①・2 3・4						
08					平成 令和			0.					①・2 3・4						
09					平成 令和			0.					①・2 3・4						
10					平成 令和			0.					①・2 3・4						
11					平成 令和			0.					①・2 3・4						
12					平成 令和			0.					①・2 3・4						
13					平成 令和			0.					①・2 3・4						
14					平成 令和			0.					①・2 3・4						
15					平成 令和			0.					①・2 3・4						
16					平成 令和			0.					①・2 3・4						
17					平成 令和			0.					①・2 3・4						
18					平成 令和			0.					①・2 3・4						
19					平成 令和			0.					①・2 3・4						
20					平成 令和			0.					①・2 3・4						
				小 計	7				3 650 000										

この欄は、
一般方式（増加資産・減少資産申告）
の場合は記入不要です。
電算処理方式（全資産申告）の場合は
記入してください。

これまで申告が漏れていた資産は、
「申告漏れ」と記入してください。
記入いただいた資産については、
7～9月頃に過年度に遡って課税を
修正します。

「資産の種類」「取得年月」「耐用年数」で
同じ数字が続く場合は、記入例のように
矢印（↓）で示すことができます。

★ 間違いやすいポイント

1 即時償却した資産（取得価額が40万円未満）についても、申告が必要です。
即時償却（全額損金算入）できる取扱いとは固定資産税では、認められていません。
財務省令に応じた法定耐用年数を記入して申告をしてください。

2 固定資産税では、圧縮記帳は認められていません。
国庫補助金等の圧縮額がある場合、取得価額欄は、補助金等を加えた額（圧縮前の金額）
を記入してください。

注意：「増加事由」の欄は、1「新品取得」、2「中古品取得」、3「移動による受入れ」、4「その他」のいずれかに○印をつけてください。

一般方式の場合は、初めての申告であれば全資産を、2年目以降であれば増加資産のみを記入してください。

電算処理方式の場合は、全資産について、評価額・課税標準額も含めて記入してください。

1	資産の種類	数字で記入してください。 … 構築物=1 機械及び装置=2 船舶=3 航空機=4 車両及び運搬具=5 工具、器具及び備品=6 「建物」や「建物附属設備」として減価償却されている対象資産は「1」を記入してください。
2	資産コード	… 記入不要です。 独自コードを使用される場合は、8桁以内で記入してください（右詰め。数字・アルファベット（大文字）・カタカナが使用可能）。
3	資産の名称等	… 20字以内で記入してください（漢字・ひらがな・カタカナ・アルファベット・数字が使用可能）。
4	数量	… 不明の場合は、一式として「1」を記入してください（空白は不可）。
5	取得年月	年号欄は、「平成」又は「令和」を○で囲んでください。昭和は「平成・令和」に抹消線を引き、「3」を記入してください。 … 原則として所有権を取得した日ですが、事業の用に供することができる状態になった時期の場合もあります（例：監督官庁の許認可が必要な場合 → 許認可があった日）。
6	取得価額	… 原則として法人税・所得税における算定と同一ですが、 圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等の圧縮額がある場合は、補助金等を加えた額（圧縮前の金額）を記入してください。
7	耐用年数	「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定められた耐用年数を記入してください。 … ただし、中古資産で見積耐用年数を適用している場合、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合は、その年数を記入してください。
8	増加事由	該当する番号を○で囲んでください。 … 1 = 新品取得 2 = 中古品取得 3 = 移動による受入れ 4 = その他
9	摘要	… 増加事由が「その他」の場合は、具体的な事由を記入してください。 （非課税資産、特例適用資産、短縮耐用年数適用資産、増加償却資産、合併等により受入れた資産、贈与・相続等により個人が取得した資産についても、その旨を記入してください。） その他、必要事項、特記事項があれば、記入してください。 これまで申告が漏れていた資産は、「申告漏れ」と記入してください。 「申告漏れ」資産については、7～9月頃に過年度に遡って課税を修正します。

〔記入例③〕 種類別明細書（減少資産用）の書き方

1	2	令和 9 年度	3	4	5	6	7	8	9	10										
納税者コード			業種			市評			所在学区			編冊番号			所有者名			1 枚のうち		
記入不要です。									〇〇〇〇株式会社			1 枚目								
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等			数量	取得年月			取得価額			耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分			摘要		
							年号	年	月		十億	百万	千	円		1売却 2減失 3移動 4その他	1全部 2一部			
01	1	79000101	緑化設備			1	3	5	4	2		1	185	000	2	0	1・②・3・4	①・2	令和2年中に減失	
02	6	03000108	応接セット			1	4	1	5	1	0		200	000	5		1・2・③・4	①・2	東京本店へ移動	
03		79000102	事務机・椅子			1	3	5	4	3		237	800	8		1・2・3・④	①・2	申告誤り(他都市の資産)		
04		79000103	エアコン			2		5	6	3		262	000	6		①・2・3・4	1・②	数量5(当初取得価額77万5千円)のうち2を売却		
05																1・2・3・4	1・2	前年より前に 減少していた資産は、 減少時期を 記入してください。		
06																1・2・3・4	1・2			
07																1・2・3・4	1・2			
08																1・2・3・4	1・2			
09																1・2・3・4	1・2			
10																1・2・3・4	1・2			
11																1・2・3・4	1・2			
12																1・2・3・4	1・2			
13																1・2・3・4	1・2			
14																1・2・3・4	1・2			
15																1・2・3・4	1・2			
16																1・2・3・4	1・2			
17																1・2・3・4	1・2			
18																1・2・3・4	1・2			
19																1・2・3・4	1・2			
20																1・2・3・4	1・2			
小計						5					1	884	800							

第二十六号様式別表二（提出用）

一般方式の場合は、減少した資産を記入してください。電算処理方式の場合は、記入不要です。

- | | | | |
|----|-------------------|--|--|
| 1 | 資産の種類 | } | 本市から「種類別明細リスト」を送付している場合は、参照しながら記入してください。 |
| 2 | 抹消コード
(=資産コード) | | |
| 3 | 資産の名称等 | | |
| 4 | 数量 | ... | 一部減少の場合は、減少した数量を記入してください（もとの数量が「1」だった場合は空白）。 |
| 5 | 取得年月 | ... | 年号は数字で記入してください。明治＝1 大正＝2 昭和＝3 平成＝4 令和＝5 |
| 6 | 取得価額 | ... | 一部減少の場合は、減少分の取得価額を記入してください。 |
| 7 | 耐用年数 | ... | 本市から「種類別明細リスト」を送付している場合は、参照しながら記入してください。 |
| 8 | 申告年度 | ... | 記入不要です。 |
| 9 | 減少の事由及び区分 | それぞれ、該当するものの番号を○で囲んでください。
... 減少事由 1＝売却 2＝滅失 3＝移動 4＝その他
区分 1＝全部 2＝一部 | |
| 10 | 摘要 | ... 減少の事由が「移動」の場合は、受入先を記入してください。
減少の事由が「その他」の場合は、具体的な事由を記入してください。
その他、必要事項、特記事項があれば記入してください。
前年より前に減少していた資産は、減少時期を記入してください。 | |

窓口のご案内

(令和7年8月に所在地が下記の場所へ移転しましたのでご注意ください。)

行財政局 市税事務所 法人諸税室（償却資産担当）

※ 区役所・支所・出張所等では受け付けておりません。

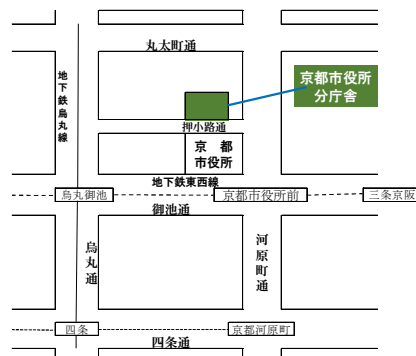
＜所在地＞ 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市役所 分庁舎 地下1階
京都市行財政局市税事務所法人諸税室（償却資産担当）
TEL075-222-3170

＜開庁時間＞ 8時45分～17時〔土・日・祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く。〕

＜アクセス＞ 地下鉄「京都市役所前駅」下車 徒歩約5分
市バス「京都市役所前」下車 徒歩約3分

(注) 駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

(地下に自転車及びバイクの駐輪場がございます。)



申告期限：令和9年2月1日（月）

申告期限前は大変混雑しますので、

早期（1月15日（金）頃まで）のご提出にご協力ください。

～申告書提出の前にご確認をお願いします～

【申告書】

- ☐ 住所・氏名・連絡先は記入されていますか。
- ☐ 行政区欄は記入されていますか。
- ☐ 資産の所在地及び所有区分は記入されていますか。

【種類別明細書】

- ☐ 増加資産の耐用年数は記入されていますか。
- ☐ 増加事由欄（1～4）は記入されていますか。
- ☐ 受付印を押印した控えの返送を希望される場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか。（料金不足にご注意ください）

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る

上本能寺前町 488 番地

京都市役所 分庁舎 地下1階

京都市行財政局市税事務所法人諸税室
(償却資産担当)

行

郵送で申告書をお送りいただく際、
「あて名ラベル」として、切り取って
ご利用ください。

この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ！

